

保護者各位

平成25年10月7日  
京都教育大学附属桃山小学校  
校長 浅井 和行

**重要**

### 気象警報等に対する非常措置についてのお知らせ

平素は、本校教育にご協力を賜りまして、誠に有り難うございます。特別警報の新設により気象警報等に対する非常措置を改訂しました。台風・大雨等の異常気象時や緊急事態発生時の登下校について、基本的な対応処置をお知らせ致します。以下をご一読いただき、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

- ◎学校休業や緊急一斉下校の基準となるのは、「**京都府南部**（京都・宇治・亀岡）への**特別警報もしくは暴風警報**」発令時です。ただし、
- ・「特別警報・暴風警報以外の警報」発令時においても、その時の気象状況や通学路の状況を考慮し、児童の登下校に影響することが予想される場合は臨機応変の措置を執ることがあります。その場合は緊急時一斉メール配信でお知らせします。
  - ・「大雨警報」や「大雪警報」等、特別警報・暴風警報以外の警報発令時においても、**大雨や大雪等によって各地域で登校に支障をきたすような場合は**、無理に登校させずに安全が確認できるまで自宅待機としてください。
  - ・警報発令の有無にかかわらず、異常気象や事故等によって**京阪・近鉄のいずれかが運行停止している場合**も無理に登校させず、自宅待機としてください。これは「交通機関のストライキ」により京阪・近鉄のいずれかが運行停止している場合も同様です。
  - ・児童の安全に関わるような気象状況、特別な交通事情による自宅待機については、遅刻欠席扱いにはなりませんので、お子様の安全第一でくれぐれも無理のないようにして下さい。

非常措置についての規定を以下にまとめましたので、ご確認下さい。

#### **特別警報・暴風警報発令時及び交通機関運行停止時における非常措置について**

本校においては、「**京都府南部**」または「**京都・亀岡**」「**宇治**」等の地域に「**特別警報もしくは暴風警報**」が発令された場合、及び異常気象やストにより「**京阪・近鉄のいずれかが運行停止**」になった場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の報道に注意して下さい。「大雨・洪水・大雪」等の警報発令の場合は、特に学校から連絡のない場合は平常授業、普段通りの下校とします。

#### **1. 登校前に「特別警報もしくは暴風警報発令中」・「京阪・近鉄のいずれかが運行停止」の場合**

- ①「**特別警報・暴風警報**が解除」,「**近鉄・京阪両方が運行再開**」するまで登校せず自宅待機。
- ②「**特別警報・暴風警報**が解除」,「**近鉄・京阪両方が運行再開**」された場合は、以下の措置。

京都府教育委員会または京都市教育委員会が公立学校に臨時休校の指示を出している場合 *「大雨警報」のみでも休校の地域があります。	本校も臨時休校とします *「大雨警報」のみでは休校にはなりません。
<b>午前7時までに</b> 特別警報・暴風警報解除,運行再開	平常授業
<b>午前7時現在</b> ,特別警報・暴風警報発令中,運行停止中。午前10時までに特別警報・暴風警報解除,運行再開	午後の5校時(13:55)より授業給食は中止
<b>午前10時現在</b> ,特別警報・暴風警報発令中,運行停止中	臨時休校

※上記により学校が休校になったにも関わらず登校してきた児童は、家庭と連絡を取った上で下校させます。

※京阪・近鉄以外の機関がストをした場合は平常通り授業を行います。影響を受ける児童は無理な登校をしないようにして下さい。

#### **2. 登校中、在校中に「特別警報・暴風警報が発令」された場合。**

- 気象状況、通学路の状況等を考慮した上で、帰宅させるかどうかを決定します。原則として午後2時までは児童を学校にとめおきますが、台風接近によりさらに状況悪化が予想される場合は緊急連絡し、緊急下校の措置をとることがあります。
- ①午後2時までに警報解除された場合は授業を続け、平常通り下校させます。
- ②午後2時現在で警報発令中の場合は緊急連絡し、以下の措置をとります。
  - ・1～3年の低学年は教室へ保護者の方が迎えに来ていただくまで学校待機。
  - ・4～6年の高学年は各自下校。
- ③授業終了後に警報発令された場合は、残っている児童を集め各家庭に電話させますので、1～3年生は保護者が迎えに来てください。4～6年は直ちに下校させます。
- ④緊急連絡をおこなった後に警報解除された場合は、そのまま迎えに来てください。

#### **その他、緊急事態発生時の登下校について**

- ①地震等の災害により、交通機関が止まったりしている場合は、無理な登校を避けてください。登校後に緊急事態が起こった場合、その時点でメール・電話が使用可能であれば、対応の仕方を連絡します。メール・電話の使用が不可能な場合は、京都市防災無線システムで災害対策本部等の関係機関に連絡を取り、協議の上で対応します。
  - ②防犯上の危険が予想される事態が起こった場合には、その時点で教師引率のもとに集団下校させるか、保護者に迎えに来ていただくかを判断し、対応の仕方を緊急連絡いたします。迎えに来ていただく必要がある場合は、全学年の児童が対象となります。
- ※迎えに来ることが不可能で、近所の方等に委託される場合は、その旨を確実に学校までご連絡ください。

※いずれの場合も、迎えに来ていただくように緊急連絡をした後は、危険が去った場合でも迎えに来ていただくこととなります。